平成２９年（フ）第１８３９号
大阪市西成区鶴見橋１丁目16番６号八開荘105号室、前住所大阪市西成区松１丁目２番25―515号
債務者　千代　雅也
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８７３号
大阪府枚方市長尾元町４丁目３番73号
債務者　古谷　和知
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２００８号
大阪府吹田市片山町２丁目２番17号
債務者　藤井　　明
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１３５号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目４番21―101号
債務者　草積タミ子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１３９号
大阪府東大阪市西堤楠町３－５―24　グループホームみさき西堤、住民票上の住所大阪府東大阪市小阪２丁目15番14―207号
債務者　庄島　照子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１４４号
大阪府枚方市交北３丁目１番53―506号
債務者　西森　貞子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１４５号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目33番７号
債務者　佐伯　新一
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１４６号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目33番７号
債務者　佐伯　一枝
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１４７号
大阪府豊中市島江町１丁目３番14―304号
債務者　秋山加代子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１５１号
大阪市淀川区田川北１丁目13番６号　ハイムエーデル　201号
債務者　佐伯加寿美
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１号
北海道岩見沢市３条西16丁目１番地１　市営住宅２号棟302号室
債務者　杉沢　敦子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第７９号
岩手県花巻市大迫町外川目第34地割21番地２市営旭町団地第18号
債務者　松山久美子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１０４号
岩手県滝沢市鵜飼洞畑52番地１　コーポ斉藤５号
債務者　梅田　厚志
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１１１号
盛岡市湯沢南２丁目19番１号
債務者　三田　正雄
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１２３号
盛岡市津志田南２丁目９番37号　シティハイムエンジェルＩ202号
債務者　小笠原樹里
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１２６号
盛岡市西青山１丁目14番６号
債務者　穴澤　清美
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６号
和歌山県田辺市鮎川597番地の86、前住所青森県平川市新館野木和２番地８　メゾン・ユウ101号
債務者　坂本　周作
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部